

神戸市長 久元喜造様

字

答申第779号

令和元年10月15日

神戸市個人情報保護審議会個人情報
会長 西村裕三



答申

神戸市個人情報保護条例第11条第1項の規定に基づき、令和元年10月15日付け神市長
広聴第355号により諮詢のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

KOBE ぼすとアンケート機能の活用による『神戸市ネットモニター』の実施について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関する)

- 1 既に導入している情報共有アプリ「KOBE ポスト」のシステムにアンケート管理等の機能を追加して、「神戸市ネットモニター」をシステム化することは、モニター登録数の増加が見込まれ、効率的な市民意見の把握や、効果的な市政情報の発信に寄与することから、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

KOBE ぱすとアンケート機能の活用による
『神戸市ネットモニター』の実施について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関する)

別紙
答申 779

_____下線部は今回追加項目

【情報共有アプリ「KOBE ぱすと」登録項目】

利用者情報

- ・ 氏名（カナ含む）
- ・ 住所
- ・ 電話番号
- ・ 性別
- ・ 誕生年
- ・ 職業（選択式）
- ・ ID
- ・ パスワード
- ・ 勤務先／通学先の区名
- ・ メールアドレス
- ・ ニックネーム

投稿内容情報

- ・ 投稿区分
- ・ 投稿内容
- ・ 位置情報
- ・ 写真
- ・ 投稿者のニックネーム

【ネットモニター登録項目】

- ・ 電子メールアドレス
- ・ 氏名
- ・ ふりがな
- ・ 性別（男性・女性）
- ・ 生年月日
- ・ 郵便番号
- ・ 住所
- ・ 勤務先、または在学する学校の所在する区
- ・ 電話番号（日中連絡のとりやすい電話番号）
- ・ ニックネーム
- ・ 職業（選択式の登録項目）

※選択項目（フルタイム、アルバイト・パート（契約・派遣含む）、自営業・自由業、
家事専業、学生、無職、その他）